

こんにちは！

## 地域包括支援センターです

Q 成年後見人という人がいると聞いたのですが、どのような仕事をする人なのですか？

A 認知症などで判断能力が不十分になった人（被後見人）は、自分の財産を適切に管理したり、医療や介護を受ける手続きをとることができません。そこで、そのような人に代わって財産の管理と生活環境を整える手続きなど法律で定められた支援をするのが、成年後見人です。

### 成年後見人の仕事は…

#### (1) 被後見人の財産の管理をする

被後見人の財産を調べ、財産目録を作り家庭裁判所へ提出します。その後、被後見人の財産を適切に管理します。収入や支出を金銭出納帳に記録したり、領収書をきちんと保管するなどします。

#### (2) 被後見人がより良く生活できる環境を整える

契約などの法律行為が行えない本人に代わり支援をします。

### 支援の例

- 健康診断の受診、治療、入院の手続き
- 訪問介護や通所介護などの在宅サービスの手続き
- 老人ホームなどの施設の入退所の手続き
- 住まいやリハビリに関する契約

地域包括支援センターでは、成年後見制度の情報提供、利用についての助言、申立て支援を行っています。社会福祉士が相談に応じていますので気軽にご相談ください。

### 問合せ／

富士見市中央地域包括支援センター

☎049-252-7108（高齢者福祉課内）

地域包括支援センターむさしの

☎049-255-6320（特別養護老人ホームむさしの内）

## 子育てメモ

### 子どもと癬

子どもの癬は、いろいろとありますね。親として気になるものに、指しゃぶりや、爪かみ、タオルや毛布を離さないなどがあげられます。

### 無理にやめさせないで

大人が癬を直そうと禁止すればするほど逆にひどくなることもあります。ほとんどがいつの間にか無くなるものです。気楽な気持ちで見守りましょう。

### 遊びがだいじ

何ごとにも意欲的に取り組むように働きかけてみましょう。外遊びを多く経験させることや、手・足を使う階段登りやボール遊び、積み木を使つての遊びなど、子どもが自ら意欲をもって楽しめるものを用意して、指を吸ったり、爪をかんでいる時間を少なくしていくことです。

### ときには、ゆったりと抱っこ

子どもは、甘えたい、かまって欲しいという欲求をもっています。子どもの大好きな抱っこをして、精神的に落ち着かせ、満足させてあげましょう。

### 問合せ／

子育て支援センター「ぴっぴ」

☎049-251-3005



## 遺言・相続の無料相談会

### 面談相談（要予約）

とき／2月11日（祝）午前10時～午後4時

場所／

①浦和コミュニティセンター（浦和パルコ10階）

②熊谷・越谷・所沢の各埼玉司法書士会総合相談センター

※2月9日（火）午後5時までに電話でお申し込みください。

主催・問合せ／埼玉司法書士会 ☎048-863-7861

### 電話相談も行います

とき／2月11日（祝）午前10時～午後4時

相談電話番号／☎048-872-8055（相談当日のみ通話可）

## INFORMATION FUJIMINO 「インフォメーションふじみの」

2月号のテーマは「子どもが泣いています。悲鳴を上げています。ネグレクトであることを意識しない親が増えています。」

中国語、英語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語（フィリピンの言語）、日本語の7か国語でお知らせしています。日本語がよく分からない近くの外国人に教えてください。その方にとって役立つ母国語による生活情報になっています。

協力：認定NPO法人ふじみの国際交流センター

〒356-0004 富士見野市上福岡5-4-25（上福岡駅から徒歩5分）

☎049-256-4290 <http://www.ficcc.jp>

（ふじみの国際交流センターが毎月発行する  
外国人の方のための生活情報誌）

# 2月 無料相談

市内在住在勤の方を対象にした各種無料相談です。相談日が祝日の場合は除きます。☎は予約が必要です。市役所は☎049-251-2711です。

種類	内容	相談員	とき	申込み・問合せ・場所
一般・行政・人権	日常生活や行政、人権に関すること	行政相談委員 人権擁護委員	毎週木曜 午前10時～正午、午後1時～3時	市民相談室☎272
☎法律（弁護士）	法律に関すること	弁護士	毎週水曜 午後1時～4時 ※場所は鶴瀬駅西口サンライトホール 毎週金曜 午後1時～4時 ※場所は市民相談室	
☎法律（司法書士）	登記、成年後見、法的手続きや裁判書類に関すること	司法書士	第1・3火曜 午前10時～正午	
☎税務相談	相続、贈与、所得などの税務一般	税理士	第4火曜 午後1時～4時	
☎女性相談	家庭問題、夫婦、暴力などで不安や悩みのある女性	心理カウンセラー	第1・3火曜 午後1時30分～4時30分	
住宅増改築相談	増改築・修繕や地震・バリアフリー住宅など	建設業者団体の専門家	第2火曜 午後1時～4時	市民相談室☎049-252-7181
消費生活相談	契約上のトラブルや多重債務など	消費生活相談員	毎週月～金曜 午前10時～正午、午後1時～3時30分	
外国籍市民生活相談	日常生活についての相談	ふじみの国際交流センター職員	毎週水・金曜 午前10時～午後1時	ふじみの国際交流センター☎049-269-6450
マンション管理（予約優先）	管理組合の運営やペット、騒音など	マンション管理士など	第2月曜 午後1時～4時	建築指導課☎418
☎耐震改修・リフォーム	在来工法の木造2階建住宅の耐震化	一級建築士など	第3月曜 午後1時～4時	建築指導課☎422
内あっせん	あっ旋や求人、苦情相談など	内職相談員	毎週水・金曜 午前10時～正午、午後1時～3時	産業振興課☎264
中小企業経営	金融・労働・下請け・受注など事業者からの相談	富士見市商工会	毎週月～金曜 午前9時～午後4時	富士見市商工会☎049-251-7801
介護・権利擁護など	高齢者に関する総合的な相談、権利擁護など	地域包括支援センター職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	富士見市中央地域包括支援センター☎049-252-7108
			毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの☎049-255-6320
老人福祉・虐待（通報）	高齢者虐待の発見者からの通報、本人からの届出など	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	高齢者福祉課☎389（時間外☎049-251-2711）
		地域包括支援センター職員	毎週月～土曜 午前9時～午後5時	地域包括支援センターむさしの☎049-255-6320
☎障害者就労支援	障害のある方の就労支援や職場での悩みの相談	市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～正午、午後1時～5時	障害者就労支援センター☎327・335
☎児童相談	発達、発育、育児、不登校、非行など	家庭児童相談員 市職員	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	障害福祉課 家庭児童相談室☎337
教育相談	いじめ、不登校、就学、言語など	専任相談員など	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	教育相談研究室☎049-253-5313
乳幼児子育て相談（電話相談）	妊娠・出産・子育てなど、育児について	保健師	毎週月～金曜 午前8時30分～午後5時15分	健康増進センター☎049-252-3771
子育て相談（電話相談）	子育ての不安や悩みごと	保育士	毎週月～金曜 午前10時～午後3時	下記
	第一保育所☎049-251-6553 第五保育所☎049-251-9784 けやき保育園☎049-254-0022 勝瀬こはと保育園☎049-263-8800	第二保育所☎048-472-9174 第六保育所☎049-251-4741 子どものBaby☎049-261-7077 子育て支援センター☎049-251-3005（面接相談あり・要予約）	第三保育所☎049-252-4811 ふじみ野保育園☎049-256-8862 西みずほ保育園☎049-268-5558	第四保育所☎049-251-9785 こはと保育園☎049-251-8966

社会福祉協議会で行う相談 場所 市民福祉活動センター「ぱれっと」1階相談室・和室 相談日直通 ☎049-253-6700

在宅高齢者介護（さろん「温談」）

心配ごと

アルコール

第2水曜午前10時～午後2時

毎週火曜午前10時～午後3時

毎週月曜午後7時～9時  
第3水曜午前10時～午後3時